

差別のない社会を めざして

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ かんが
～「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について考えよう～

1. 「障害者差別解消法」とは
2. 「障害」って何だろう?
3. 「障害を理由とする差別」とは
4. すべての人が暮らしやすい社会に
5. 障害のある人に関するマーク

はじめに

和歌山県教育委員会では、保護者の皆さんに様々な人権問題について認識を深めていただくため、保護者用学習教材をシリーズで作成しています。これまでに、「男女共同参画と性的少数者の人権」、「発達障害のある人の人権」、「高齢者の人権」、「子供の人権」、「インターネット上の人権侵害」、「同和問題」などをテーマに10種類のパンフレットを発行してきました。

今回は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことを受け、「障害のある人の人権」をテーマにしています。障害のある人に対する差別の解消に向け、「障害」とは何なのか、どんな法律なのか、今後どう取り組んでいけばよいのかなどについての学びを深めていただくとともに、保護者学級やPTA活動、社会教育での研修会など、多くの場で話し合い、学習されることを願って作成しました。

1

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人もすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしたものです。

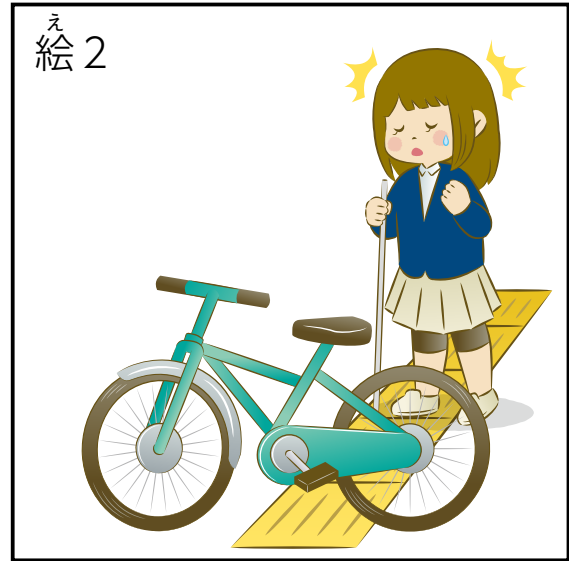
また、この法律では、行政機関や事業者などに対して「障害を理由とする差別」を禁止しています。



2

しょうがい

「障害」ってなんだろう？



え 絵 1 では、^{ちょうかくしょうがい}聴覚障害のある人が^{ひと}受付窓口で伝えたいことが^{つた}伝えられずに^{こま}困っています。

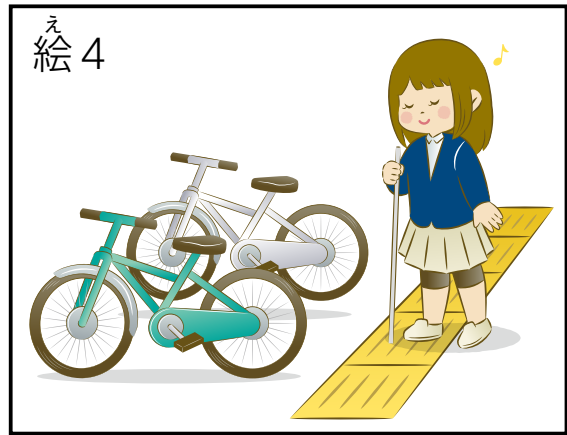
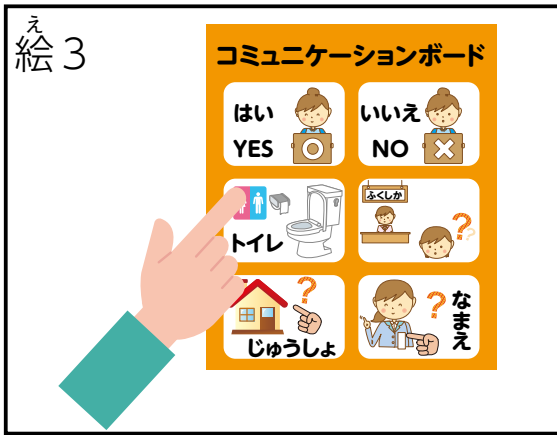
え 絵 2 では、^{しかくしょうがい}視覚障害のある人が^{ひと}点字ブロックの上に^{うえ}自転車が置かれているため、^{てんじ}点字ブロックを利用して^{りよう}移動する^{いどう}ことができません。

かんが 考えよう

え 絵 1 と え 絵 2 では、どこに「^{しょうがい}障害」があるのでしょうか。

^{かくじ}各自で^{かんが}考えてみましょう。

グループで^{はな}話し合^あってみましょう。



絵3のようなコミュニケーションボードを受付窓口^{うけつけまどぐち}に置いておいたり、筆談^{ひつだん}で対応^{たいおう}することで、聴覚^{ちようかく}障害^{しやうがい}のある人も伝えたいことが伝えやすくなります。また、絵4のように点字^{てんじ}ブロックを避け、自転車^{じてんしゃ}を並べることで、視覚^{しかく}障害^{しやうがい}のある人は点字^{てんじ}ブロックを利用して移動^{いどう}することができます。

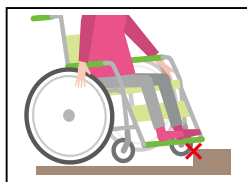
これまで「障害^{しやうがい}」とは、目が見えない、歩けないなど、本人^{ほんにん}の医学^{い がくてき}的な心身^{しんしん}の機能^{きのう}の障害^{しやうがい}を指すもの（医学^{い がく}モデルとよばれるもの）と考えられてきました。しかし、「障害者差別^{しやうがいしや さべつ}解消法^{かいしやうほう}」においては、絵1や、絵2のような、社会^{しゃかい}における様々な障壁^{しやうへき}（社会的障壁^{しやかいてきしやうへき}）との相互作用^{そうご さよう}によって障害^{しやうがい}は生じるもの（社会^{しゃかい}モデルとよばれるもの）だと考えられています。

社会的障壁

障害^{しやうがい}のある人にとって、日常生活^{にちじやうせいかつ}や社会生活^{しやかいせいかつ}を送る上で障壁^{しやうへき}となるようなものを指し、次の4つなどがあげられます。

- ① **社会^{しやかい}における事物^{じぶつ}**（通行^{つうこう}、利用^{りよう}しにくい施設^{しせつ}、設備^{せつび}など）
- ② **制度^{せいど}**（利用^{りよう}しにくい制度^{せいど}など）
- ③ **慣行^{かんこう}**（障害^{しやうがい}のある人^{ひと}の存在^{そんざい}を意識^{いしき}していない慣習^{かんしゅう}、文化^{ぶんか}など）
- ④ **観念^{かんねん}**（障害^{しやうがい}のある人^{ひと}への偏見^{へんけん}など）

例



街中の段差

3センチ程度^{ていど}の段差^{だんさ}で車^{くるま}いすは進^{すす}めなくなる場合があります。



書類

難しい漢字^{むずか かんじ}ばかりでは、内容^{ないよう}を理解^{り かい}しづらい人もいます。

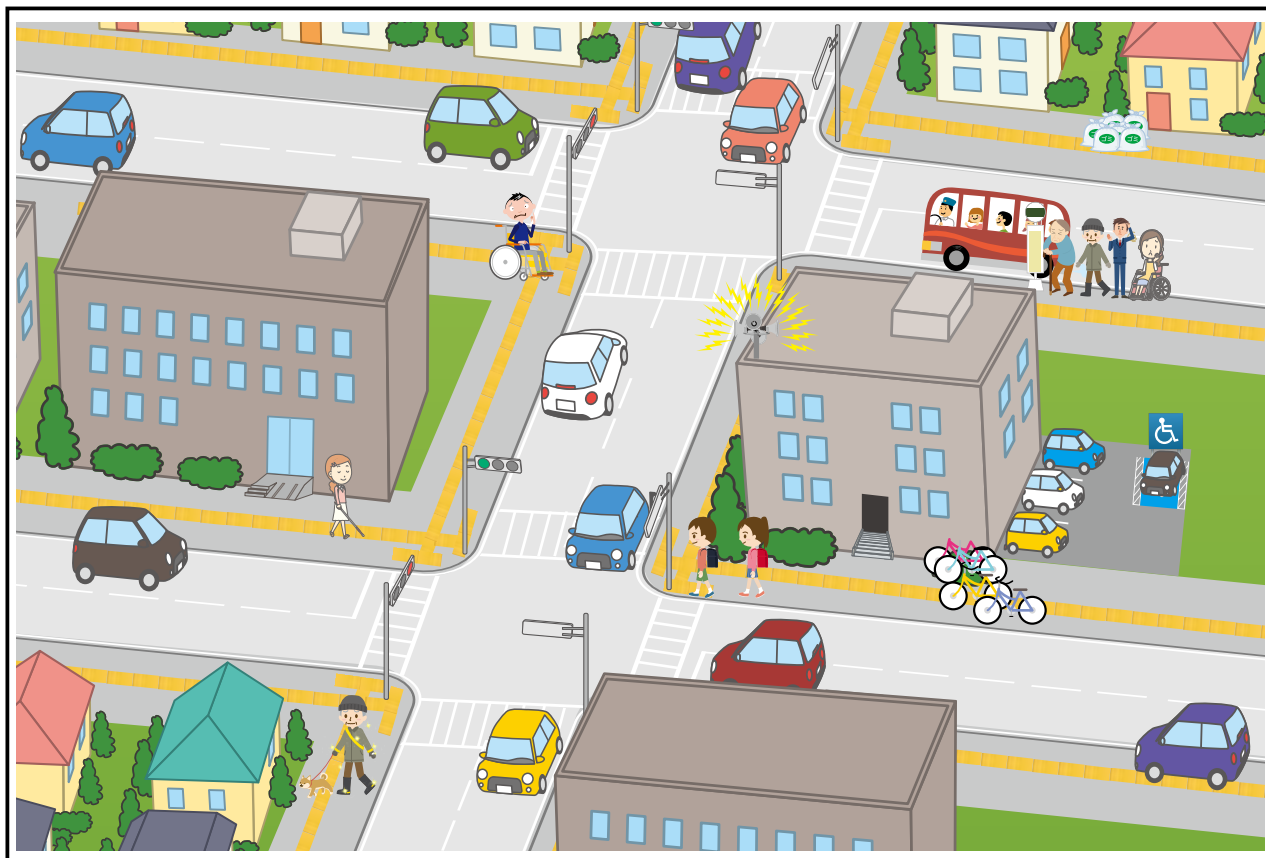


テレビ放送

テレビの放送^{ほうそう}が音声^{おんせい}情報^{じやうほう}だけでは、内容^{ないよう}が理解^{り かい}できない人もいます。

かんが
考えよう

した え なか しゃかいてきしょうへき かんが
下の絵の中で社会的障壁と考えられるものはどこにあるでしょう。



このほかにもわたし み まわ き しゃかいてきしょう
へき しゃかいてきしょうへき わたし ひとり ひとり しゃかい
てきしょうへき と のぞ はな あ
的障壁を取り除くためにどのようなことができるのかを、みんなで話し合ってみましょ
う。

きょうはな あ したのことをもとに、み まわのしゃかいてきしょうへき と のぞ なに
るのかを、かてい はな あ 合ってみましよう。

3

「障害を理由とする差別」とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を「障害を理由とする差別」と言います。障害のある人から、社会的障壁を取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担になりすぎない範囲で合理的な配慮（以下「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

「障害者差別解消法」では、役所などの行政機関は合理的配慮の提供をしなければならないことが示されています。また、会社やお店などの事業者には合理的配慮の提供をすることが努力義務であることが示されています。

障害を理由とする差別の例



本人を無視し、介助者や支援者、付き添いの人にだけ話しかける。



盲導犬と一緒にお店に入れない。

4

すべての人が暮らしやすい社会に

今回の法律で定義されている「障害のある人」とは、障害者手帳を持っている人だけでなく、障害や社会のバリア（建物や制度など）によって制限を受けているすべての人（身体障害のある人・知的障害のある人・精神障害のある人・発達障害のある人・難病などにより、心や体のはたらきに障害のある人など）のことで、

法律では、役所や事業者による「障害を理由とする差別」の禁止について定められました。しかし、私たちも日ごろから障害のある人もない人も共に住みやすい社会をつくっていくために、互いに理解しあい、一人一人が自分にできることを考えていきましょう。

参考 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)

平成28年4月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

5

しょうがい

ひと かん

障害のある人に関するマーク



左のマークは「障害者のための国際シンボルマーク」です。このマーク以外にも私たちの身の回りには障害のある人にかかわるマークがたくさんあります。それぞれのマークがどんな意味を持つのかを知っておくといいですね。代表的なマークを紹介します。

 <p>ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある人を示すマーク</p>	 <p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬の同伴を啓発するマーク</p>
 <p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを示すマーク</p>	 <p>ヘルプマーク 障害や難病のあることが外見からわからない人が援助や配慮を必要としていることを示すマーク</p>
 <p>耳マーク 聞こえが不自由であることを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマーク</p>	 <p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある人を示す国際マーク</p>
 <p>障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に對して付与する認証マーク</p>	 <p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</p>
 <p>身体障害者標識 (身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク</p>	 <p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク</p>

お問い合わせ

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

TEL.073-441-3719 FAX.073-441-3724

和歌山市小松原通一丁目1

※これまで発行してきたパンフレット(本パンフレットを含む)の内容等を県教育委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153192.html>

平成30年3月